

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程

平成16年4月1日
規程第 56 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第22条第1項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する職員（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程（平成27年規程第1号）の適用を受ける者を除く。）の給与について定める。

2 職員の給与に関しては、この規程に定める事項のほか、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、基本給の調整額及び諸手当からなるものとする。

2 諸手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、安全衛生管理手当、技術室管理手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第3条 基本給は、その月の月額的全額を毎月17日に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
- (3) 17日が休日である月曜日にあたるとき 18日

2 基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、安全衛生管理手当及び技術室管理手当は、基本給の支給日に支給する。ただし、基本給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等の理由により、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当は、一の月における勤務実績に基づき、当該手当額を翌月の基本給の支給日に支給する。

4 職員が国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規程第57号。以下「勤務時間規程」という。）第7条の2第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合

において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当及び休日手当は、当該超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月の基本給の支給日に支給する。

- 5 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、6月30日及び12月10日が日曜日に当たるときはそれぞれ6月28日及び12月8日に、土曜日に当たるときはそれぞれ6月29日及び12月9日に支給する。

(給与の支払い及び控除)

第4条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 国家公務員共済組合掛金
 - (4) 雇用保険料
 - (5) 労基法第24条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、個々に職員の同意を得た場合には、給与をその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより支給する。

第2章 基本給及び基本給の調整額

(基本給の支給)

- 第5条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。
- 2 この章に規定するもののほか、基本給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(基本給表の種類)

- 第6条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。
- (1) 教育職基本給表(別表第1)
 - (2) 一般職基本給表(別表第2)
 - (3) 医療職基本給表(別表第3)
 - (4) 指定職基本給表(別表第4)
 - (5) 専門業務職基本給表(別表第5)
- 2 職員(指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するもの

とし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

(新たに職員となった者等の基本給)

第7条 新たに職員となった者の基本給（以下「初任給」という。）は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を考慮して、別に定める基準によりその級及び号俸を決定する。

2 基本給表を異にする職又は初任給の基準を異にする職に異動した職員の基本給は、その職務に応じて級及び号俸を決定する。

(昇格)

第8条 就業規則第10条の規定に基づき昇任した職員については、昇任後の職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

2 勤務成績が良好であり、かつ、職務遂行能力が特に優れていると認められる職員については、その職員が従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。

(昇給)

第9条 職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、次条に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

2 次に掲げる職員の昇給は、次条に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項については、別に定める。

(昇給の時期)

第10条 前条の規定による昇給は、1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

(降格及び降給)

第11条 就業規則第19条、第19条の2又は第19条の3第2項の規定に基づき降任した職員については、降任後の職務に応じた下位の級に降格し、又は下位の号俸に降給させることができる。

(基本給の調整額)

第12条 職務の複雑、困難、若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員と比べて著しく特殊な職員に対し、その特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

2 前項の規定による基本給の調整を行う職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院研究科の博士後期課程を担当する教員のうち、主指導教員として4名以上の学生に対する研究指導に従事する者

(2) 大学院研究科の博士課程を担当する教員（前号及び次号に掲げる者を除く。）

(3) 大学院研究科の博士課程を担当する助教又は大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教

3 基本給の調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第6に定める調整基本額（以下単に「調整基本額」という。）に3を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員

調整基本額に2を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる職員

調整基本額

4 前各項に規定するもののほか、基本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち本学が定める者（以下「管理職員」という。）に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、当該職員に適用される基本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び職責区分に応じ、別表第7の管理職手当額欄に定める額（以下この項において「月額」という。）とする。ただし、当該職員が同表に掲げる職責区分を複数兼ねる場合の月額は、その額が最も高い職責区分（月額が最も高い職責区分の職務を複数兼ねる場合はいずれか一つに限る。）に応じた額を支給する。

3 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別

に定める。

(初任給調整手当)

第14条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用され又は当該職に異動した職員(教育職基本給表の適用を受ける職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)に対しては、別表第8に掲げる額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前各項に掲げるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第16条 地域手当は、奈良県生駒市に所在する本学の施設に勤務する職員に対して支給する。

- 2 地域手当の月額、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本学に在籍したまま、他の勤務地において勤務する職員に対しても地域手当を支給することができる。この場合における当該地域手当の月額については、別に定める。
- 4 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(広域異動手当)

第16条の2 広域異動手当は、国又は他の国立大学法人等の職員が引き続き本学の職員となった場合において、当該異動につき別で定めるところにより算定した勤務地間の距離（異動の日の前日における勤務地と当該異動の直後の勤務地との間の距離をいう。）が300キロメートル以上であり、かつ住居と勤務地との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後における勤務地との間の距離をいう。）が60キロメートル以上であるとき、当該異動の日から3年を経過する日までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た月額を当該職員に対して支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日における勤務地への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 3 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国立大学法人、独立行政法人及び国の機関等から有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他本学が定める職員を除く。）
- (2) 第19条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）

が居住するための住宅（国立大学法人、独立行政法人及び国の機関等から貸与された有料宿舎その他本学が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして本学が定める者

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超え月額61,000円未満の家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額

ハ 月額61,000円以上の家賃を支払っている職員 28,000円

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で本学が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

通勤手当の支給の単位となる期間（以下「支給単位期間」という。）につき、本学が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員

支給単位期間につき、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する額は、第1号の規定により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは前号に掲げる額とする。

3 勤務地を異にする異動又は国若しくは他の国立大学法人等から引き続く採

用（以下「異動等」という。）に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
 - 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - 6 第2項、第3項及び前項の支給単位期間は、交通機関を使用する場合にあっては、当該交通機関が発行する定期券の最も長い通用期間等を考慮して6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として本学が定める期間とし、自動車等を使用する場合にあっては1箇月とする。
 - 7 第3条第2項の規定にかかわらず、支給単位期間が1箇月を超える通勤手当は、当該支給単位期間（本学が定める場合にあっては、本学が定める期間）にかかる最初の月の基本給の支給日に支給する。
 - 8 通勤手当を支給される職員（1箇月を超える支給単位期間につき通勤手当を支給される者に限る。）について退職その他の事由が生じた場合は、当該事由が生じた後の期間を考慮して別に定める基準により算定する額を返納させるものとする。

9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第19条 単身赴任手当は、異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他本学が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して本学が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して本学が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（本学が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が本学の定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて本学の定める額を加算した額）とする。

3 新たに基本給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他本学が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して本学が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、次の各号のいずれかに該当する職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1) 単身で生活することを常況とする職員

(2) 当該適用に伴い、住居を移転した後、本学が定めるやむを得ない事情により、当該適用の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該適用の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後の勤務地に通勤することが本学の定める基準に照らして困難であると認められる職員（当該別居の直後の勤務地における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと本学が認めるものを含む。）

4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第20条 著しく危険、又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務

手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、手当額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(安全衛生管理手当)

第20条の2 安全衛生管理手当は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則（平成16年規則第1号）第9条第1項に定める産業医（以下「産業医」という。）として業務を行う職員及び同規則第12条第2項に基づき学長により衛生管理者に選任され同条第3項に定める業務を行う職員（以下「衛生管理者」という。）に対して支給する。

- 2 安全衛生管理手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 産業医 10,000円
- (2) 衛生管理者 3,000円

- 3 前2項に規定するもののほか、安全衛生管理手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(技術室管理手当)

第20条の3 技術室管理手当は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学技術室規程（令和5年規程第2号）第5条第1項第1号に定める技術室長（以下「技術室長」という。）及び同項第2号に定める技術区長（以下「技術区長」という。）として業務を行う職員（管理職員を除く。）に対して支給する。

- 2 技術室管理手当の月額（以下この項において「月額」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、当該職員が当該各号に掲げる職員の区分を複数兼ねる場合の月額は、その額が最も高い職員の区分に応じた額を支給する。

- (1) 技術室長 30,000円
- (2) 技術区長 20,000円

- 3 前2項に規定するもののほか、技術室管理手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第21条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（管理職員を除く。）には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間及び次条に定める休日において勤務することを命ぜられた時間（勤務時間規程第4条の規定に基

づく休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項及び次条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 勤務時間規程第7条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)から第1項に規定する100分の125又は次条第1項に規定する100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(休日手当)

第22条 勤務時間規程第4条に定める休日において、勤務することを命ぜられた職員(管理職員を除く。)には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日手当として支給する。

- 2 前条第2項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第22条の2 勤務時間規程第7条の3の規定により深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当若しくは休日手当を支給される場合、又は次条の管理職員特別勤務手当を支給される場合を除く。

(管理職員特別勤務手当)

第22条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第4条に定める休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員又は指定職基本給表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間規程第4条に定める休日以外の日の深夜に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき別表第9に掲げる額とす

る。

- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定により管理職員特別勤務手当を支給する場合において、前条の規定により算出した夜勤手当の額が、前項に規定する管理職員特別勤務手当の額を超えるときは、当該夜勤手当の額を管理職員特別勤務手当として支給する。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(就業規則第12条第1項の規定に基づき休職にされた職員のうち給与の支給を受けていないものその他本学が定めるものを除く。)に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(就業規則第12条第1項の規定に基づき休職にされた職員のうち給与の支給を受けていないものその他本学が定めるものを除く。)に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の計算等

(日割計算)

第25条 月の中途において、職員となった者、昇格等により基本給の額に変動が生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割り計算に基づき支給する。

- 2 前項の日割り計算は、当該給与期間の総日数から勤務時間規程第4条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 第21条、第22条、第22条の2及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額及びこれらの給与に対する地域

手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当の月額、初任給調整手当の月額、特殊勤務手当（1月単位で支給額を算出するものに限る。）の月額、安全衛生管理手当の月額並びに技術室管理手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第21条、第22条及び第22条の2に規定する勤務が、特殊勤務手当（1日単位で支給額を算出するものに限る。）が支給される勤務に該当する場合の勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1日当たりの特殊勤務手当の額を7.75で除して得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

3 前2項の規定による勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第27条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（給与の減額）

第28条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第14条に定める休暇によるときその他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（基本給の半減）

第29条 前条の規定にかかわらず、業務上又は通勤による場合を除き、職員が負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）の療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を越えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日については、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、基本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者の給与）

第30条 業務上又は通勤による傷病の療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、給与の全額を休職の期間中支給する。

2 前項に規定する場合を除き、傷病の療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を1年間（結核性疾患にあつては2年間）支給することができる。

- 3 刑事事件に関して起訴されたため、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 生死不明又は行方不明となったため、就業規則第12条第1項第3号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（業務上及び通勤による生死不明又は行方不明のときは100分の100）以内を休職の期間中支給することができる。
- 5 学術上の調査又は研究のため、就業規則第12条第1項第4号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を休職の期間中支給することができる。
- 6 前各項に定める場合のほか、就業規則第12条第1項第5号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

（育児休業及び介護休業期間中の給与）

第31条 育児休業及び介護休業を取得した職員に対しては、別に定める場合を除き、当該期間中、給与を支給しない。

（自己啓発等休業期間中の給与）

第32条 自己啓発等休業を取得した職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

（配偶者同行休業期間中の給与）

第33条 配偶者同行休業を取得した職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

（指定職基本給表の適用を受ける職員についての適用除外）

第34条 第12条から第15条まで、第17条、第20条から第22条の2までの規定は、指定職基本給表の適用を受ける職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置）
- 2 この規程の施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の7の規定に基づく調整手当が支給されていた者については、施行日以降においても給与法第11条の7の規定の例により、調整手当を支給する。

(地域手当の異動保障廃止に伴う交流職員に係る特例措置)

- 3 施行日以降において、人事交流等により、国、独立行政法人及び国立大学法人を退職し、引き続き本学に採用された職員のうち、給与法第11条の3の規定に基づく地域手当又はこれに準ずる手当を支給されていた者については、当分の間、当該採用を給与法第11条の7各項に定める異動等とみなして同条の規定の例により、地域手当を支給する。

(単身赴任手当の支給要件の変更に伴う経過措置)

- 4 施行日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく単身赴任手当の認定を受けていた職員については、平成20年3月31日まで給与法第12条の2の規定の例により単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合にあってはこの限りでない。

(単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当の支給要件の変更に伴う経過措置)

- 5 施行日の前日において、前項に規定する単身赴任手当を支給される職員が、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく配偶者にかかる住居手当の認定を受けていた場合にあっては、平成20年3月31日まで給与法第11条の9の規定の例により住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合にあってはこの限りでない。

6 削除

7 削除

8 削除

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 9 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第23条、第30条及び附則第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される基本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(附則第6項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年4月1日施行)附則第9項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で雇用の事情を考慮して学長が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2つ以上あるときは、当該日のうち学長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき基本給、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(第19条第2項に規定する本学

の定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他学長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して学長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

基本給表	職務の級	号俸
教育職基本給表	1級	1号俸から88号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から12号俸まで
一般職基本給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
医療職基本給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から80号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から8号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

10 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第6項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(基本給月額等に関する特例措置)

11 当分の間、職員の基本給月額は、当該職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される基本給表の基本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の

端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

12 前項の規定は、教員には適用しない。

13 特定日に就業規則第19条の2の規定に基づき管理監督職以外の職に降任された職員であつて、当該管理監督職以外の職に降任された日(以下この項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける基本給月額(以下この項において「特定日基本給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた基本給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎基本給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける基本給月額のほか、基礎基本給月額と特定日基本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。

14 前項の規定による基本給の額と当該基本給を支給される職員の受ける基本給月額との合計額が当該職員の級における最高の号俸の基本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎基本給月額と特定日基本給月額」とあるのは、「当該職員の級における最高の号俸の基本給月額と当該職員の受ける基本給月額」とする。

15 附則第13項の規定による基本給を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、採用、異動等の事情を考慮して当該基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける基本給月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行し、改正後の第19条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える基本給月額等の切替等)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、給与規程第6条別表第1から別表第4までの基本給表に定める職務の級における最高の号俸を超える基本給月額を受けていた職員の、施行日における基本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替)

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替）

3 切替日の前日において改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表第1から別表第3までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあっては別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 第2項後段の規定により新級を決定される職員（第6項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

5 切替日の前日において旧規程指定職基本給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第4の新号俸欄に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える基本給月額等の切替）

6 切替日の前日において旧規程別表第1から別表第3までの基本給表に定める職務の級における最高の号俸を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は基本給月額は、別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

8 第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は基本給月額は、旧規程及びこれに基づく別の定めに従って定められたものでなければならない。

（基本給の切替に伴う経過措置）

9 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年12月1日施行。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者）にあっては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定

める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成16年規程第56号。以下「給与規程」という。）附則第6項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。

- (1) 平成21年12月1日に次の基本給表の適用を受ける職員で、それぞれの職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員（次号に掲げる職員を除く。）
100分の99.1

基本給表	職務の級	号俸
教育職基本給表	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
一般職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
医療職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- (2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

10 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、基本給を支給する。

11 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第1項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第9条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第16条	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
教育職基本級表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級 6級
一般職基本給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級 10級
一般職基本給表（二）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
医療職基本給表	1級	1級
	2級	2級

	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級
	7級	7級

附則別表第2（附則第3項 関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ 教育職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1級	2級	3級	4級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1
	12月以上		5	5	5	1
3	3月未満		5	5	5	1
	3月以上6月未満		6	6	6	1
	6月以上9月未満		7	7	7	1
	9月以上12月未満		8	8	8	1
	12月以上		9	9	9	1
4	3月未満		9	9	9	1
	3月以上6月未満		10	10	10	2
	6月以上9月未満		11	11	11	3
	9月以上12月未満		12	12	12	4
	12月以上		13	13	13	5
5	3月未満		13	13	13	5
	3月以上6月未満		14	14	14	6
	6月以上9月未満		15	15	15	7
	9月以上12月未満		16	16	16	8
	12月以上		17	17	17	9
6	3月未満		17	17	17	9

	3月以上6月未滿	18	18	18	10
	6月以上9月未滿	19	19	19	11
	9月以上12月未滿	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未滿	21	21	21	13
	3月以上6月未滿	22	22	22	14
	6月以上9月未滿	23	23	23	15
	9月以上12月未滿	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未滿	25	25	25	17
	3月以上6月未滿	26	26	26	18
	6月以上9月未滿	27	27	27	19
	9月以上12月未滿	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未滿	29	29	29	21
	3月以上6月未滿	30	30	30	22
	6月以上9月未滿	31	31	31	23
	9月以上12月未滿	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未滿	33	33	33	25
	3月以上6月未滿	34	34	34	26
	6月以上9月未滿	35	35	35	27
	9月以上12月未滿	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未滿	37	37	37	29
	3月以上6月未滿	38	38	38	30
	6月以上9月未滿	39	39	39	31
	9月以上12月未滿	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33
12	3月未滿	41	41	41	33
	3月以上6月未滿	42	42	42	34
	6月以上9月未滿	43	43	43	35
	9月以上12月未滿	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未滿	45	45	45	37
	3月以上6月未滿	46	46	46	38
	6月以上9月未滿	47	47	47	39
	9月以上12月未滿	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41

1 4	3月未滿	49	49	49	41
	3月以上6月未滿	50	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
1 5	3月未滿	53	53	53	45
	3月以上6月未滿	54	54	54	46
	6月以上9月未滿	55	55	55	47
	9月以上12月未滿	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
1 6	3月未滿	57	57	57	49
	3月以上6月未滿	58	58	58	50
	6月以上9月未滿	59	59	59	51
	9月以上12月未滿	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
1 7	3月未滿	61	61	61	53
	3月以上6月未滿	62	62	62	54
	6月以上9月未滿	63	63	63	55
	9月以上12月未滿	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
1 8	3月未滿	65	65	65	57
	3月以上6月未滿	66	66	66	58
	6月以上9月未滿	67	67	67	59
	9月以上12月未滿	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
1 9	3月未滿	69	69	69	61
	3月以上6月未滿	70	70	70	62
	6月以上9月未滿	71	71	71	63
	9月以上12月未滿	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
2 0	3月未滿	73	73	73	65
	3月以上6月未滿	74	74	74	66
	6月以上9月未滿	75	75	75	67
	9月以上12月未滿	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
2 1	3月未滿	77	77	77	69
	3月以上6月未滿	78	78	78	70
	6月以上9月未滿	79	79	79	71
	9月以上12月未滿	80	80	80	72

	1 2 月以上	81	81	81	73
2 2	3 月未滿	81	81	81	73
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	74
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	75
	9 月以上 1 2 月未滿	84	84	84	76
	1 2 月以上	85	85	85	77
2 3	3 月未滿	85	85	85	77
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	78
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	79
	9 月以上 1 2 月未滿	88	88	88	80
	1 2 月以上	89	89	89	81
2 4	3 月未滿	89	89	89	81
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	82
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	83
	9 月以上 1 2 月未滿	92	92	92	84
	1 2 月以上	93	93	93	85
2 5	3 月未滿	93	93	93	85
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	86
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	87
	9 月以上 1 2 月未滿	96	96	96	88
	1 2 月以上	97	97	97	89
2 6	3 月未滿	97	97	97	89
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	90
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	91
	9 月以上 1 2 月未滿	100	100	100	92
	1 2 月以上	101	101	101	93
2 7	3 月未滿	101	101	101	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	
	9 月以上 1 2 月未滿	104	104	104	
	1 2 月以上	105	105	105	
2 8	3 月未滿	105	105	105	
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	
	9 月以上 1 2 月未滿	108	108	108	
	1 2 月以上	109	109	109	
2 9	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		

	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			

	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
外1	3月未満	149	133	109	93
	3月以上6月未満	150	134	110	94
	6月以上9月未満	151	135	111	95
	9月以上12月未満	152	136	112	96
	12月以上	153	137	113	97
外2	3月未満	153	137	113	97
	3月以上6月未満	154	138	114	98
	6月以上9月未満	155	139	115	99
	9月以上12月未満	156	140	116	100
	12月以上	157	141	117	101
外3	3月未満	157	141	117	101
	3月以上6月未満	157	141	117	101
	6月以上9月未満	157	141	117	101
	9月以上12月未満	157	141	117	101
	12月以上	157	141	117	101

ロ 一般職基本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	新号俸									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1

	6 月以上 9 月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	1 2 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	1 2 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	1 2 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 1 2 月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	1 2 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 1 2 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	1 2 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 1 2 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	1 2 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
1 0	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 1 2 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	1 2 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
1 1	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
1 2	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
1 3	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
1 4	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
1 5	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
1 6	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
1 7	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
1 8	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	

1 9	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
2 0	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
2 1	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
2 2	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
2 3	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
2 4	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
2 5	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
2 6	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					

	1 2 月以上			105	77	109					
2 7	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 1 2 月未満			108	80						
	1 2 月以上			109	81						
2 8	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 1 2 月未満			112	84						
	1 2 月以上			113	85						
2 9	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上 1 2 月未満			116							
	1 2 月以上			117							
3 0	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上 1 2 月未満			120							
	1 2 月以上			121							
3 1	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上 1 2 月未満			124							
	1 2 月以上			125							
3 2	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上 1 2 月未満			125							
	1 2 月以上			125							

ハ 一般職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満		1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	7	1	1
	9 月以上 1 2 月未満		1	1	8	1	1

	1 2月以上		1	1	9	1	1
2	3月未滿	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未滿	3	3	1	11	1	1
	9月以上1 2月未滿	4	4	1	12	1	1
	1 2月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未滿	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	3	15	1	1
	9月以上1 2月未滿	8	8	4	16	1	1
	1 2月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未滿	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	7	19	1	1
	9月以上1 2月未滿	12	12	8	20	1	1
	1 2月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未滿	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	11	23	3	1
	9月以上1 2月未滿	16	16	12	24	4	1
	1 2月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未滿	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	27	7	3
	9月以上1 2月未滿	20	20	16	28	8	4
	1 2月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上1 2月未滿	24	24	20	32	12	8
	1 2月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上1 2月未滿	28	28	24	36	16	12
	1 2月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15

	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46

	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	

	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				

33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ニ 医療職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧級	旧級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5

7	3月未滿	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36

	1 2 月以上	53	53	53	49	45	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上 1 2 月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	1 2 月以上	57	57	57	53	49	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上 1 2 月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	1 2 月以上	61	61	61	57	53	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 1 2 月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	1 2 月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9 月以上 1 2 月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	1 2 月以上	69	69	69	65	61	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9 月以上 1 2 月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	1 2 月以上	73	73	73	69	65	61	57
2 0	3 月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上 1 2 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	1 2 月以上	77	77	77	73	69	65	
2 1	3 月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9 月以上 1 2 月未滿	80	80	80	76	72	68	
	1 2 月以上	81	81	81	77	73	69	
2 2	3 月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75	69	

	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				

	6 月以上 9 月未満	115	115	115				
	9 月以上 1 2 月未満	116	116	116				
	1 2 月以上	117	117	117				
3 1	3 月未満	117	117	117				
	3 月以上 6 月未満	118	118	118				
	6 月以上 9 月未満	119	119	119				
	9 月以上 1 2 月未満	120	120	120				
	1 2 月以上	121	121	121				
3 2	3 月未満	121	121					
	3 月以上 6 月未満	122	122					
	6 月以上 9 月未満	123	123					
	9 月以上 1 2 月未満	124	124					
	1 2 月以上	125	125					
3 3	3 月未満	125	125					
	3 月以上 6 月未満	126	126					
	6 月以上 9 月未満	127	127					
	9 月以上 1 2 月未満	128	128					
	1 2 月以上	129	129					
3 4	3 月未満	129	129					
	3 月以上 6 月未満	130	130					
	6 月以上 9 月未満	131	131					
	9 月以上 1 2 月未満	132	132					
	1 2 月以上	133	133					
3 5	3 月未満	133	133					
	3 月以上 6 月未満	134	134					
	6 月以上 9 月未満	135	135					
	9 月以上 1 2 月未満	136	136					
	1 2 月以上	137	137					
3 6	3 月未満	137	137					
	3 月以上 6 月未満	138	138					
	6 月以上 9 月未満	139	139					
	9 月以上 1 2 月未満	140	140					
	1 2 月以上	141	141					
3 7	3 月未満	141	141					
	3 月以上 6 月未満	142	142					
	6 月以上 9 月未満	143	143					
	9 月以上 1 2 月未満	144	144					
	1 2 月以上	145	145					
3 8	3 月未満	145	145					

	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第3（附則第4項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表

イ 旧級が教育職基本給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間	5級	6級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1

	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上12月未滿	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上12月未滿	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	1	1
	6月以上9月未滿	1	1
	9月以上12月未滿	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未滿	1	1
	3月以上6月未滿	2	1
	6月以上9月未滿	3	1
	9月以上12月未滿	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未滿	5	1
	3月以上6月未滿	6	1
	6月以上9月未滿	7	1
	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1

1 1	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
1 2	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
1 3	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
1 4	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
1 5	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
1 6	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
1 7	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
1 8	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1

	1 2月以上	53	1
1 9	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	1
	6月以上9月未滿	55	1
	9月以上1 2月未滿	56	1
	1 2月以上	57	1
2 0	3月未滿	57	1
	3月以上6月未滿	58	2
	6月以上9月未滿	59	3
	9月以上1 2月未滿	60	4
	1 2月以上	61	5
2 1	3月未滿	61	5
	3月以上6月未滿	62	6
	6月以上9月未滿	63	7
	9月以上1 2月未滿	64	8
	1 2月以上	65	9
2 2	3月未滿	65	9
	3月以上6月未滿	66	9
	6月以上9月未滿	67	10
	9月以上1 2月未滿	68	10
	1 2月以上	69	11
2 3	3月未滿	69	11
	3月以上6月未滿	70	11
	6月以上9月未滿	71	12
	9月以上1 2月未滿	72	12
	1 2月以上	73	13
外 1	3月未滿	73	
	3月以上6月未滿	74	
	6月以上9月未滿	75	
	9月以上1 2月未滿	76	
	1 2月以上	77	
外 2	3月未滿	77	
	3月以上6月未滿	78	
	6月以上9月未滿	79	
	9月以上1 2月未滿	80	
	1 2月以上	81	
外 3	3月未滿	81	
	3月以上6月未滿	81	
	6月以上9月未滿	81	

	9月以上12月未満	81	
	12月以上	81	

ロ 旧級が一般職基本給表（一）の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級		9級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1

	9月以上12月未滿	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未滿	5	1
	3月以上6月未滿	6	1
	6月以上9月未滿	7	1
	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13

	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第4（附則第5項関係）

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替

旧号俸	新号俸
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（管理職手当の支給方法変更に伴う経過措置）
- 2 第13条の規定により管理職手当を受ける職員のうち、この規程による改正後の第13条の規定による管理職手当額（以下「改正管理職手当額」という。）が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額（給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額対象職員」という。）にあつては、改正管理職手当額に100分の98.5を乗じて得た額）のほか、改正管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（減額対象職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とする。）を管理職手当額として支給する。
 - （1）平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - （2）平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - （3）平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - （4）平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - （1）施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける職員（以下「同一基本給表適用職員」という。）であつて、同日に属して

いた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていた国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理職手当支給細則（平成16年細則第33号。以下「管理職手当支給細則」という。）第2条に掲げる職責区分（以下「旧区分」という。）と施行日以後も同様の職責区分を占める職員をいう。第3号において同じ。）

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年12月1日に次の基本給表の適用を受ける職員で、それぞれの職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額

基本給表	職務の級	号俸
教育職基本給表	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
一般職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
医療職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.83を乗じて得た額

(2) 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等適用職員（旧区分より低い職責区分を占める職員をいう。第4号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する管理職手当支給細則第2条に掲げる職責区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額（以下「下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 下記区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

(3) 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手

- 当額（以下「降格後相当区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (4) 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する管理職手当支給細則第2条に掲げる職責区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額（以下「降格後下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により引き続き基本給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして本学が認める職員 前各号の規定に準じて本学が定める額
- 4 前2項に規定するもののほか、管理職手当の経過措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月25日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第21条第2項及び第3項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の改正規定 平成23年1月1日

(2) 附則第2項及び第3項の規定 平成23年4月1日

(平成23年4月1日における号俸の調整)

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、教育職基本給表、一般職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

3 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第13条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、当該育児短時間勤務の週当たりの勤務時間数を40で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」とする。

(結核性疾患にかかる基本給の半減の経過措置)

4 平成23年1月1日前から引き続き結核性疾患による第29条に規定する病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の同条の規定の適用については、「90日」とあるのは「1年」とする。

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

ただし、改正後の第19条の規定及び次項の規定は、平成24年4月1日から

適用する。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成24年4月1日において改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年4月1日施行。以下「平成18年改正規程」という。)附則第9項の規定による基本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において、教育職基本給表、一般職基本給表及び医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける職員並びに指定職基本給表の適用を受ける職員(以下「除外職員」という。))である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第10条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 3 平成25年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項の規定による基本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 4 平成26年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項の規定による基本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定は、平成26年

4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 平成27年3月31日までの間における国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程第9条第1項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

- 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(給与規程附則第6項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。
- 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与規程第19条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

(平成30年3月31日までの間における広域異動手当に関する特例)

- 切替日から平成30年3月31日までの間に国又は他の国立大学法人等の職員が引き続き本学の職員となった場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第16条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の10を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「平成27年4月改正規程」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成27年4月改正規程附則第2項の規定による基本給を含む。）の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第15条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「平成27年4月改正規程」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成27年4月改正規程附則第2項の規定による基本給を含む。）の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第15条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の給与規程第15条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合）にあっては、そのうち1

人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第15条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の給与規程第15条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。
- 5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の給与規程第15条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の給与規程第15条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月17日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「改正前の給与規程」という。)の平成16年4月1日施行附則第6項から第8項までの規定は、平成30年3月31日まで適用し、附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与(平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「平成27年4月改正規程」という。)附則第2項から第4項までの規定に基づいて支給された基本給を含む。)は、改正後の給与規程の規定による給与(平成27年4月改正規程附則第2項から第4項までの規定による基本給を含む。)の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、改正後の給与規程別表第1に規定する教育職基本給表、別表第2に規定する一般職基本給表、別表第3に規定する医療職基本給表及び別表第5に規定する専門業務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同規程別表第4に規定する指定職基本給表の適用を受ける職員

を除く。)のうち、平成27年1月1日において国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月28日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月21日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第17条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程(以下「改正前の給与規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 3 改正後の給与規程第17条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもの

のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で改正前の給与規程で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年1月1日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年1月1日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年1月1日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 改正後の別表第1から別表第5までの規定 令和6年4月1日

(2) 改正後の第26条の規定のうち、特殊勤務手当又は安全衛生管理手当に係るもの 令和3年4月1日

(3) 改正後の第26条の規定のうち、技術室管理手当に係るもの 令和5年4月1日

(給与の内払)

- 2 改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）

別表第8の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（次項において「改正前の給与規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(号俸の切替え)

- 3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の給与規程別表第1から別表第3まで及び別表第5の基本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与規程第15条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「/ (5) 重度心身障害者/ (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含む。) /」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の月額は、改正後の給与規程第16条第2項の規定にかかわらず、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の5を乗じて得た額とする。

附則別表 号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 教育職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	

23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	

59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		

95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ロ 一般職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2

11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			

50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					

89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ハ 医療職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1

11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33

50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		

89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ニ 専門業務職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25

38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64

77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

別表第1 教育職基本給表（第6条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900	
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300	
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100	
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500	
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
18	251,900	294,700	368,100	413,000		
19	253,200	297,400	369,500	414,100		
20	254,600	300,000	370,800	415,300		
21	255,900	302,600	372,100	416,300		
22	257,400	305,000	373,300	417,400		
23	258,900	307,400	374,500	418,500		
24	260,400	309,600	375,600	419,700		
25	261,900	311,800	376,700	420,600		
26	263,600	313,800	378,100	421,700		
27	265,300	315,800	379,400	422,800		
28	267,000	317,800	380,700	423,800		
29	268,600	319,800	382,000	424,800		
30	270,500	321,700	383,300	425,900		
31	272,400	323,600	384,600	427,000		
32	274,300	325,500	385,900	428,100		
33	276,100	327,300	387,200	429,100		
34	277,300	329,200	388,400	430,300		
35	278,500	331,100	389,600	431,500		
36	279,600	333,000	390,700	432,700		
37	280,600	334,700	391,800	433,400		
38	281,600	335,900	393,000	434,300		
39	282,600	337,000	394,100	435,200		
40	283,600	338,100	395,200	436,000		
41	284,600	338,700	396,300	436,800		

42	285,700	339,100	397,500	437,700		
43	286,800	339,500	398,700	438,600		
44	287,700	339,900	399,800	439,400		
45	288,600	340,500	400,800	440,100		
46	289,600	341,000	401,800	441,000		
47	290,600	341,500	402,800	442,000		
48	291,500	341,900	403,700	442,900		
49	292,400	342,300	404,900	443,800		
50	292,900	342,700	406,300	444,700		
51	293,300	343,100	407,700	445,700		
52	293,900	343,500	409,100	446,600		
53	294,300	343,900	409,900	447,600		
54	294,700	344,300	410,900	448,600		
55	295,000	344,700	411,900	449,500		
56	295,400	345,100	413,000	450,500		
57	295,800	345,500	413,900	451,400		
58	296,300	345,900	414,700	452,300		
59	296,800	346,300	415,500	453,200		
60	297,200	346,700	416,200	454,200		
61	297,600	347,100	416,900	455,000		
62	298,000	347,500	417,800	455,400		
63	298,400	347,900	418,600	456,000		
64	298,800	348,300	419,200	456,600		
65	299,200	348,700	419,800	457,300		
66	299,600	349,100	420,300	458,000		
67	300,000	349,500	420,700	458,300		
68	300,400	349,900	421,100	458,900		
69	300,800	350,300	421,400	459,300		
70	301,200	350,800	421,800	459,700		
71	301,600	351,200	422,100	460,100		
72	302,000	351,600	422,500	460,400		
73	302,400	351,900	422,800	460,700		
74	302,800	352,400	423,200	461,100		
75	303,200	352,800	423,600	461,500		
76	303,600	353,200	424,000	461,800		
77	303,900	353,600	424,300	462,100		
78	304,300	354,100	424,600	462,500		
79	304,700	354,600	425,000	462,800		
80	305,100	355,100	425,300	463,100		
81	305,400	355,600	425,600	463,400		
82	305,800	356,300	426,000	463,800		
83	306,200	357,000	426,300	464,100		
84	306,600	357,700	426,600	464,400		
85	306,900	358,300	426,900	464,700		
86	307,300	358,900	427,200			
87	307,700	359,500	427,500			

88	308,100	360,100	427,800			
89	308,500	360,600	428,100			
90	308,900	361,000	428,400			
91	309,300	361,400	428,700			
92	309,700	361,800	429,000			
93	310,100	362,200	429,300			
94	310,600	362,600	429,600			
95	311,100	363,100	429,900			
96	311,500	363,500	430,200			
97	311,900	364,100	430,500			
98	312,400	364,600	430,800			
99	312,900	365,000	431,100			
100	313,500	365,500	431,400			
101	313,800	365,900	431,700			
102	314,100	366,400	432,000			
103	314,400	366,700	432,300			
104	314,700	367,100	432,600			
105	315,000	367,600	432,800			
106	315,300	368,000				
107	315,600	368,500				
108	315,800	369,000				
109	316,100	369,400				
110	316,400	369,900				
111	316,800	370,300				
112	317,200	370,700				
113	317,500	371,100				
114	317,900	371,500				
115	318,200	371,900				
116	318,500	372,300				
117	318,700	372,700				
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,300	374,600				
123	320,600	375,100				
124	321,000	375,400				
125	321,200	375,800				
126	321,400	376,300				
127	321,700	376,800				
128	322,000	377,200				
129	322,200	377,600				
130	322,500	378,100				
131	322,900	378,600				
132	323,100	379,100				
133	323,300	379,600				

134	323,600	380,100				
135	324,000	380,600				
136	324,200	381,100				
137	324,400	381,600				
138	324,600	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,500	383,600				
142	325,800					
143	326,100					
144	326,400					
145	326,800					
146	327,100					
147	327,300					
148	327,600					
149	328,000					
150	328,300					
151	328,600					
152	328,800					
153	329,100					
154	329,400					
155	329,700					
156	330,000					
157	330,200					

備考：この表は、教員及び教務職員に適用する。

別表第2 一般職基本給表（第6条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			

40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					

83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

備考：この表は、事務職員及び技術職員に適用する。

別表第3 医療職基本給表（第6条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300

40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		

84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					

128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

備考：この表は、看護職員に適用する。

別表第4 指定職基本給表（第6条関係）

号俸	基本給月額
1	642,000円
2	716,000円
3	772,000円
4	829,000円
5	908,000円
6	979,000円
7	1,049,000円
8	1,122,000円
9	1,191,000円

備考：この表は、本学が指定する職員に適用する。

別表第5 専門業務職基本給表（第6条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円
1	265,300	298,800	321,300	355,200
2	266,300	300,300	323,100	356,900
3	267,300	301,800	324,900	358,500
4	268,300	303,200	326,600	360,100
5	269,300	304,600	328,300	361,700
6	270,300	305,700	330,000	363,500
7	271,300	306,700	331,700	365,000
8	272,300	307,900	333,400	366,600
9	273,300	309,100	335,000	368,000
10	274,300	310,700	336,700	369,600
11	275,300	312,300	338,400	371,200
12	276,400	313,900	340,000	372,700
13	277,400	315,400	341,500	374,600
14	278,700	317,000	343,100	376,500
15	280,000	318,600	344,700	378,400
16	281,200	320,200	346,200	380,200
17	282,500	321,700	347,600	381,700
18	283,800	323,400	349,300	383,500
19	285,000	325,000	350,900	385,200
20	286,200	326,600	352,500	386,800
21	287,300	328,000	353,700	388,500
22	288,500	329,700	355,200	389,900
23	289,800	331,400	356,700	391,300
24	291,100	333,000	358,200	392,700
25	292,400	334,200	359,900	394,100
26	293,400	336,100	361,700	395,300
27	294,400	337,800	363,400	396,500
28	295,500	339,400	365,100	397,500
29	296,600	340,900	366,500	398,600
30	297,800	342,500	367,800	399,800
31	298,900	344,100	369,000	400,900
32	300,100	345,700	370,400	402,000
33	301,300	347,400	371,500	402,700
34	302,600	349,200	372,400	403,400
35	303,900	351,000	373,400	404,100
36	305,200	352,800	374,500	404,800
37	306,500	354,300	375,300	405,400
38	307,800	355,700	376,200	406,000

39	309,100	357,100	377,100	406,500
40	310,400	358,500	377,900	406,900
41	311,700	360,000	378,700	407,300
42	313,000	360,800	379,500	407,500
43	314,300	361,800	380,300	407,800
44	315,400	362,800	381,000	408,100
45	316,300	363,700	381,700	408,400
46	317,600	364,800	382,400	408,700
47	318,900	365,700	383,100	409,000
48	320,200	366,700	383,800	409,300
49	321,400	367,600	384,300	409,500
50	322,700	368,300	384,900	409,800
51	323,900	369,000	385,500	410,100
52	325,100	369,600	386,200	410,400
53	326,400	370,000	386,600	410,600
54	327,500	370,600	387,200	410,900
55	328,600	371,300	387,800	411,200
56	329,700	372,000	388,300	411,500
57	330,400	372,300	388,700	411,700
58	331,300	373,000	389,300	412,000
59	332,000	373,700	389,900	412,300
60	332,800	374,300	390,400	412,500
61	333,600	374,600	390,800	412,700
62	334,000	375,100	391,300	413,000
63	334,600	375,700	391,800	413,300
64	335,300	376,300	392,400	413,500
65	336,100	376,600	392,700	413,700
66	336,800	377,200	393,100	414,000
67	337,500	377,900	393,500	414,300
68	338,100	378,500	393,900	414,500
69	338,600	378,900	394,200	414,700
70	339,200	379,400	394,500	415,000
71	339,700	380,000	394,800	415,300
72	340,300	380,500	395,000	415,500
73	340,600	381,000	395,200	415,700
74	341,100	381,600	395,500	
75	341,500	382,100	395,800	
76	341,900	382,400	396,000	
77	342,300	382,800	396,200	
78	342,800	383,300	396,500	
79	343,300	383,700	396,800	
80	343,800	384,100	397,000	
81	344,100	384,500	397,200	

82	344,500	385,000	397,500	
83	344,900	385,400	397,800	
84	345,300	385,800	398,000	
85	345,600	386,100	398,200	
86	346,000			
87	346,400			
88	346,800			
89	347,000			
90	347,400			
91	347,800			
92	348,200			
93	348,400			
94	348,800			
95	349,200			
96	349,500			
97	349,800			
98	350,200			
99	350,600			
100	351,000			
101	351,500			
102	351,900			
103	352,300			
104	352,700			
105	353,200			
106	353,600			
107	353,900			
108	354,200			
109	354,700			

備考：この表は、エデュケーション・アドミニストレーター及びリサーチ・アドミニストレーターに適用する。

別表第6 調整基本額（第12条関係）

教育職基本給表

職務の級	号俸	調整基本額
2級	1号俸	10,489円
	2号俸以上	10,500円
3級		11,900円
4級		12,700円
5級		15,000円
6級		16,300円

別表第7 管理職手当（第13条関係）

(1) 教育職基本給表

職務の級	職責区分	管理職手当額
5級	I種	142,600円
	II種	106,900円
	III種	93,500円
	IV種	80,200円
	V種	66,800円

(2) 一般職基本給表

職務の級	職責区分	管理職手当額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	117,100円
	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	IV種	59,500円
	V種	49,600円
4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

(3) 専門業務職基本給表

職務の級	職責区分	管理職手当額
4 級	V 種	51,900 円
3 級	V 種	49,600 円

別表第 8 初任給調整手当（第 14 条関係）

期間の区分	初任給調整手当額
1 年未満	51,600 円
1 年以上 2 年未満	51,600 円
2 年以上 3 年未満	51,600 円
3 年以上 4 年未満	51,600 円
4 年以上 5 年未満	51,600 円
5 年以上 6 年未満	51,600 円
6 年以上 7 年未満	49,800 円
7 年以上 8 年未満	48,000 円
8 年以上 9 年未満	46,200 円
9 年以上 10 年未満	44,400 円
10 年以上 11 年未満	42,600 円
11 年以上 12 年未満	40,800 円
12 年以上 13 年未満	39,000 円
13 年以上 14 年未満	37,200 円
14 年以上 15 年未満	35,800 円
15 年以上 16 年未満	34,400 円
16 年以上 17 年未満	33,000 円
17 年以上 18 年未満	31,600 円
18 年以上 19 年未満	30,200 円
19 年以上 20 年未満	28,800 円
20 年以上 21 年未満	27,400 円
21 年以上 22 年未満	26,800 円
22 年以上 23 年未満	26,200 円
23 年以上 24 年未満	25,200 円
24 年以上 25 年未満	24,600 円
25 年以上 26 年未満	24,000 円
26 年以上 27 年未満	23,400 円
27 年以上 28 年未満	22,800 円
28 年以上 29 年未満	22,000 円
29 年以上 30 年未満	21,700 円
30 年以上 31 年未満	21,300 円
31 年以上 32 年未満	20,700 円

32 年以上 33 年未満	19,800 円
33 年以上 34 年未満	18,900 円
34 年以上 35 年未満	18,200 円

別表第9 管理職員特別勤務手当（第22条の3関係）

職責区分	第22条の3 第1項に掲げ る勤務をした 時間が6時間 以内の場合	第22条の3 第1項に掲げ る勤務をした 時間が6時間 を超える場合	第22条の3 第2項に掲げ る勤務をした 場合
I種	12,000 円	18,000 円	6,000 円
II種	10,000 円	15,000 円	5,000 円
III種	8,500 円	12,750 円	4,300 円
IV種	7,000 円	10,500 円	3,500 円
V種	6,000 円	9,000 円	3,000 円